

熊本都市計画地区計画の決定（西合志町決定）

都市計画野田原地区地区計画を次のように決定する。

| | |
|---------|---|
| 名 称 | 野田原地区地区計画 |
| 位 置 | 西合志町大字野々島字野田原4501-11 他12筆 |
| 面 積 | 約 3, 200m ² |
| 区域の整備 | 地区 計 画 の 目 標 本地区は、町のほぼ中央に位置し、周辺には町役場や町民センターなどの公共施設があり、町営の南原住宅団地にも隣接しているところです。このため、地域の活性化を図るとともに居住ニーズの高まりに適切に対応した良好な住宅地の形成を目標とする。 |
| 開発及び保全に | 土 地 利 用 の 方 針 良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層専用住宅地とする。また、地区内には、公園を適宜配置する。 |
| 関する方針 | 地区 施 設 の 整 備 方 針 地区施設として、町道との接続道路である街区道路を幅員6, 0mで整備する。また、公園整備はコミュニケーションの場として利用しやすい形態で配置・整備を行う。 |
| | 建 築 物 等 の 整 備 方 針 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。 |

地区整備計画

| | | | |
|-------------|---------------------------|--|-------------------------------------|
| 地区施設の配置及び規模 | 道路 | 道 路 | 道路延長 約 75m 接続道路 幅員6m |
| | 公園・緑地 | 公 園 | 約190m ² の公園を、地区内の中央に設ける。 |
| 地区整備に関する事項 | 地区の区分 | 区分の名称 | 一 般 住 宅 |
| | 地区の区分 | 区分の面積 | 約2,500m ² 計画面積中住宅地の面積 |
| | 建築物等の用途の制限 | 一戸建低層専用住宅 及び兼用住宅 | 兼用住宅の規模・用途については、建築基準法別表第二(イ)項に準ずる |
| | 建築面積の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 | 8／10 | |
| | 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 | 4／10 | |
| | 建築物の敷地面積の最低限度 | 230m ² | |
| | 建築物等の形態又は意匠の制限 | 建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること | |
| | 建築物の高さの最高限度 | 10m以下 | |
| | 建築物の壁面の位置の制限 | 建築物の壁若しくはこれに替わる柱又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から、境界までの距離を1m以上とする | |
| | 垣又はさくの構造の制限 | 道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする | |
| 備 考 | | 区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり | |